

令和5年度京都府サービス管理責任者等更新研修実施要領

1 目 的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス事業所等において、利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的なモニタリングといった一連のサービス提供プロセスにおいて必要な知識・技能を習得し、また、他のサービス提供職員に対する指導的役割を担うことができるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の養成を目的として研修を実施します。

※重要※①《必ず御確認ください》

令和元年度におけるサービス管理責任者等研修の制度改正に伴い、**サービス管理責任者等研修（共通講義・分野別演習）及び相談支援従事者初任者研修講義部分（3日、6日、8日コースのいずれか）**を平成30年度以前に修了した者（以下「旧カリキュラム修了者」という。）については経過措置が設けられ、新制度のサービス管理責任者等更新研修（以下「更新研修」という。）を未受講であっても、令和5年度末まではサービス管理責任者等として従事することができるかとされています。しかし、**令和6年度以後も引き続きサービス管理責任者等として従事するためには、更新研修の受講が必須です。**なお、令和5年度末までに更新研修を受講しなければ資格が失効します。

なお、制度改正に関する詳細は別紙「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修制度改正について」を御参照ください。

2 主 催 者 京 都 府

3 研修実施機関 （福）京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター

4 開催日程・会場・受講定員

	コース	開催日	時 間	会 場	受講定員
講義	全コース共通	7月下旬～8月下旬 約1時間の動画を視聴後、レポート課題提出 ※詳細については受講決定の際にお知らせします。		オンデマンドによる WEB 講義 (指定期間中に各自で視聴 することができます。)	-
講義・演習	南部1	9月25日(月)	9:30～17:15	京都市勧業館 みやこめっせ 1階第2展示場 A面	250名
	南部2	9月26日(火)			250名
	南部3	9月27日(水)			250名
	南部4	9月28日(木)			250名
	北部	10月13日(金)		舞鶴西駅交流センター ホール※ ¹	80名

※¹JR西舞鶴駅・KTR西舞鶴駅直結、京都交通バス西舞鶴駅前

※研修終了時刻は前後する場合があります。詳細については受講決定通知にてお知らせします。

※各コースの講義・演習は同内容です。受講を希望する日程・会場によりコースをお選びください。

※受講決定後のコース変更はできませんので御注意ください。

※受講申込者が定員を超過した場合は、受講申込内容に基づき受講決定を行いますので、申し込んだにもかかわらず研修を受講いただけないことや、受講していただくコースの御希望に添えないことがありますので予め御了承ください。

(1) WEB講義について

- ・YouTubeでの動画配信を予定しています。視聴環境がない方は、その他の受講方法について検討いたしますので、受講申込フォームの「WEB講義の視聴環境」に御入力ください。
- ・WEB講義受講後は、レポート課題に取り組んでいただきます。研修実施機関が指定する日時までにレポート課題の提出がない、又はレポート課題の内容に不備がある場合は、演習の受講が認められず、修了認定ができません。

(2) 演習について

- ・演習の実施に当たっては、受講決定後、2種類の事前課題に取り組んでいただきます。そのうち1種類は、WEB講義を視聴した上で取り組んでいただく内容となっています。詳細は受講決定通知の際にお知らせします。
- ・作成した事前課題に基づいて演習を実施しますので、当日、事前課題を持参いただけなかった場合は、演習に参加できないことがあります。

5 資料代 1,000円

※受講決定通知に同封する払込取扱票によりお振り込みください。なお、振込手数料は各自で御負担ください。

※受講をキャンセルされた場合でも、振込後の返金はできかねますので御了承ください。

6 受講対象者

本研修の受講対象者は、指定障害福祉サービス事業所等又は指定障害児入所施設等において、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事している者又は従事しようとする者であって、次に掲げる（ア）～（ウ）のいずれかに該当するものです。

（ア）「サービス管理責任者等研修（共通講義・分野別演習）を平成30年度以前に修了し、かつ、相談支援従事者初任者研修講義部分（3日、6日、8日コースのいずれか）を平成30年度以前に修了した者」（以下「旧カリキュラム修了者」という。）のうち、今回が1回目の更新研修受講に当たるもの。

※複数の分野のサービス管理責任者等研修を受講された方は、最初の研修の修了年度で判断してください。

（イ）令和元年度以後に更新研修の1回目を修了した者のうち、資格の有効期限内であるもの。

（ウ）令和元年度以後にサービス管理責任者等実践研修（以下「実践研修」という。）を修了した者のうち、資格の有効期限内であるもの。

※令和元年度の制度改正に伴い、今年度は受講申込が集中することが予想されます。受講定員は十分に余裕を持って設定していますが、受講定員を上回る申込があった場合、たとえ令和5年度末に資格が失効する方であっても、研修を受講いただけないことがあります。なお、現時点で救済措置は設けられておらず、本研修を修了できなかった場合、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の資格は失効します。

年 度	優先する受講対象者
令和5年度	①平成29年度又は平成30年度に旧カリキュラム修了者となった方 ②令和4年度に更新研修の受講を申し込んだが受講できなかった方

7 実務要件

受講対象者によって、本研修の受講のために必要となる実務要件が異なります。

「6 受講対象者」の（ア）に該当する方

令和5年度末までは経過措置が設けられており、実務経験は不問です。

（経過措置終了後（令和6年度以後）に更新研修を受講する際は、所定の実務経験を満たす必要があります。）

「6 受講対象者」の（イ）又は（ウ）に該当する方

（i）又は（ii）のいずれかを満たすことが必要です。

（i）指定障害福祉サービス事業所等又は指定障害児入所施設等において、現にサービス管理責任者若しくは児童発達支援管理責任者又は管理者として従事している者、又は、指定一般相談支援事業所若しくは指定特定相談支援事業所において現に相談支援専門員として従事している者

（ii）実践研修を修了後、本研修の受講開始日前5年間に於いて（i）に掲げた業務に通算して2年以上従事していた者

8 受講申込方法及び受講可否

（1）受講申込方法について

令和5年6月2日（金）17：00までに、下記URLは右記二次元コードからお申し込みください。

（ <https://38d80014.form.kintoneapp.com/public/6062e69d552cf5034211edcc555b908f96294ef828fb846a9bb573a8b317323d> ）



- ・インターネットによる申込が難しい場合は、京都府福祉人材・研修センターまで御連絡ください。
- ・受講申込完了後、登録いただいたメールアドレス宛てに自動返信メールが送信されますので、受信の確認をお願いします。自動返信メールが届かない場合は、必ず京都府福祉人材・研修センターまで御連絡ください。受講申込に関するトラブルが生じた場合、自動返信メールを保管されている方のみ対応いたしますので御了承ください。
- ・受講申込フォームには入力漏れや誤字・脱字のないように、全ての項目を入力してください。

受講申込者について

①氏 ②名 ③ふりがな ④生年月日 ⑤受講希望コース ⑥受講配慮 ⑦オンデマンド講義視聴環境 ⑧受講対象者の確認 ⑨実務要件の確認 ⑩サービス管理責任者等研修の修了状況（修了年月日、修了証書番号、修了証書データの添付） ⑪相談支援従事者初任者研修講義部分の修了状況（修了年月日、修了証書番号、修了証書データの添付） ⑫修了証書の発行を希望する職種 ⑬修了者名簿への登載を希望する職種

所属事業所について

①法人格 ②法人名 ③事業所名 ④事業所のサービス種別 ⑤役職名 ⑥郵便番号 ⑦所在地（受講可否のお知らせ送付先） ⑧担当者氏名 ⑨電話番号 ⑩FAX番号 ⑪自動返信・連絡用メールアドレス ⑫過去の本研修申込状況 ⑬受講申込内容についての証明（責任者本人が御自身の氏名を入力）

(2) 受講申込に当たっての留意事項

- ・受講申込フォームに入力された内容に基づき受講決定を行います。入力漏れ、誤字・脱字のないよう留意し、必ず全ての項目について入力してください。入力内容に不備がある場合、受講申込を受け付けないことがありますので御注意ください。
- ・受講配慮を希望する場合は、受講申込フォームに必ずその旨を入力してください。事前に申出がない場合は、受講に必要な配慮・対応ができないことがありますので御了承ください。

(3) 受講可否について

- ・受講の可否については、**令和5年7月7日(金)**までに、所属事業所宛てに御案内いたします。期日を過ぎても受講可否の連絡がない場合は、至急、京都府福祉人材・研修センター研修課(TEL:075-252-6296)まで御連絡ください。

9 修了証書

- ・全カリキュラムの修了が認定された者には、演習最終日に京都府から修了証書を交付します。
- ・修了証書には、氏名及び生年月日を記載しますので、受講申込の際は誤りのないよう入力してください。
- ・研修修了のためには、全日程、全科目、全時間への出席が必要です。原則として、WEB講義視聴後のレポート提出がない場合や、欠席、遅刻、早退、長時間の途中離席がある場合は、修了認定ができません。その他、WEB講義視聴後に提出のあったレポート内容に不備がある場合や、演習での受講態度が不良であると主催者及び研修実施機関が判断した場合等も、修了認定ができません。
- ・修了認定ができなくなった場合は、その時点以後の受講をお断りします。この場合でも資料代の返金はできません。
- ・本研修を複数年度にまたがって履修することは認めておりません。単年度で全日程、全科目、全時間を受講してください。
- ・受講申込フォームへ入力された内容に虚偽があることが判明した場合は、修了証書交付後であっても、修了認定の取消等の措置を講じることがあります。

10 その他

(1) 感染症等への対策について

- ・研修会場におけるマスクの着用は、受講者個人の判断に委ねます。
- ・自宅等を出発する前には自身の体調を御確認いただき、発熱等の風邪症状がある場合は、受講をお控えください。なお、受講をキャンセルする場合は速やかに京都府福祉人材・研修センターまで御連絡ください。

(2) 会場等について

- ・会場規模が大きいため、個々人に合わせた温度調整が難しいことがあります。着脱しやすい衣服でお越しいただき、調整をお願いします。
- ・昼食は各自で御用意願います。

(3) 自然災害発生時の対応について

- ・悪天候等が予測される場合の対応については、社会福祉法人京都府社会福祉協議会のホームページ(<http://www.kyoshakyo.or.jp/>)内の「研修受講者の方」のページに掲載します。
- ・自然災害発生の影響により研修の実施が不可能と判断した場合、後日主催者において指定する日に振り替えることがあります。

(4) 個人情報の取扱について

- ・受講申込フォームに入力された個人情報は、本研修の適切かつ円滑な実施の目的にのみ利用させていただきます。

※重要※②《今後の資格更新について》

①旧カリキュラム修了者は、1回目の更新研修を修了した年度の翌年度を初年度とする5年度毎の各年度末日までに更新研修を修了することで、資格を更新することができます。

更新研修1回目 修了年度 ※この年度が常に基準	更新研修		
	2回目	3回目	4回目
令和元年度	令和2年度～6年度	令和7年度～11年度	令和12年度～16年度
令和2年度	令和3年度～7年度	令和8年度～12年度	令和13年度～17年度
令和3年度	令和4年度～8年度	令和9年度～13年度	令和14年度～18年度
令和4年度	令和5年度～9年度	令和10年度～14年度	令和15年度～19年度
令和5年度	令和6年度～10年度	令和11年度～15年度	令和16年度～20年度

5年度毎に1回
5年度毎に1回
5年度毎に1回

②旧カリキュラム修了者以外の方で、令和元年度以後に実践研修を修了された方は、実践研修を修了した年度の翌年度を初年度とする5年度毎の各年度末日までに更新研修を修了することで、資格を更新することができます。

実践研修 修了年度 ※この年度が常に基準	更新研修		
	1回目	2回目	3回目
令和3年度	令和4年度～8年度	令和9年度～13年度	令和14年度～18年度
令和4年度	令和5年度～9年度	令和10年度～14年度	令和15年度～19年度
令和5年度	令和6年度～10年度	令和11年度～15年度	令和16年度～20年度

5年度毎に1回
5年度毎に1回
5年度毎に1回

<研修に関する問合せ先>

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る ハートピア京都 B1F
 京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター研修課
 TEL : 075-252-6296 / FAX : 075-252-6312